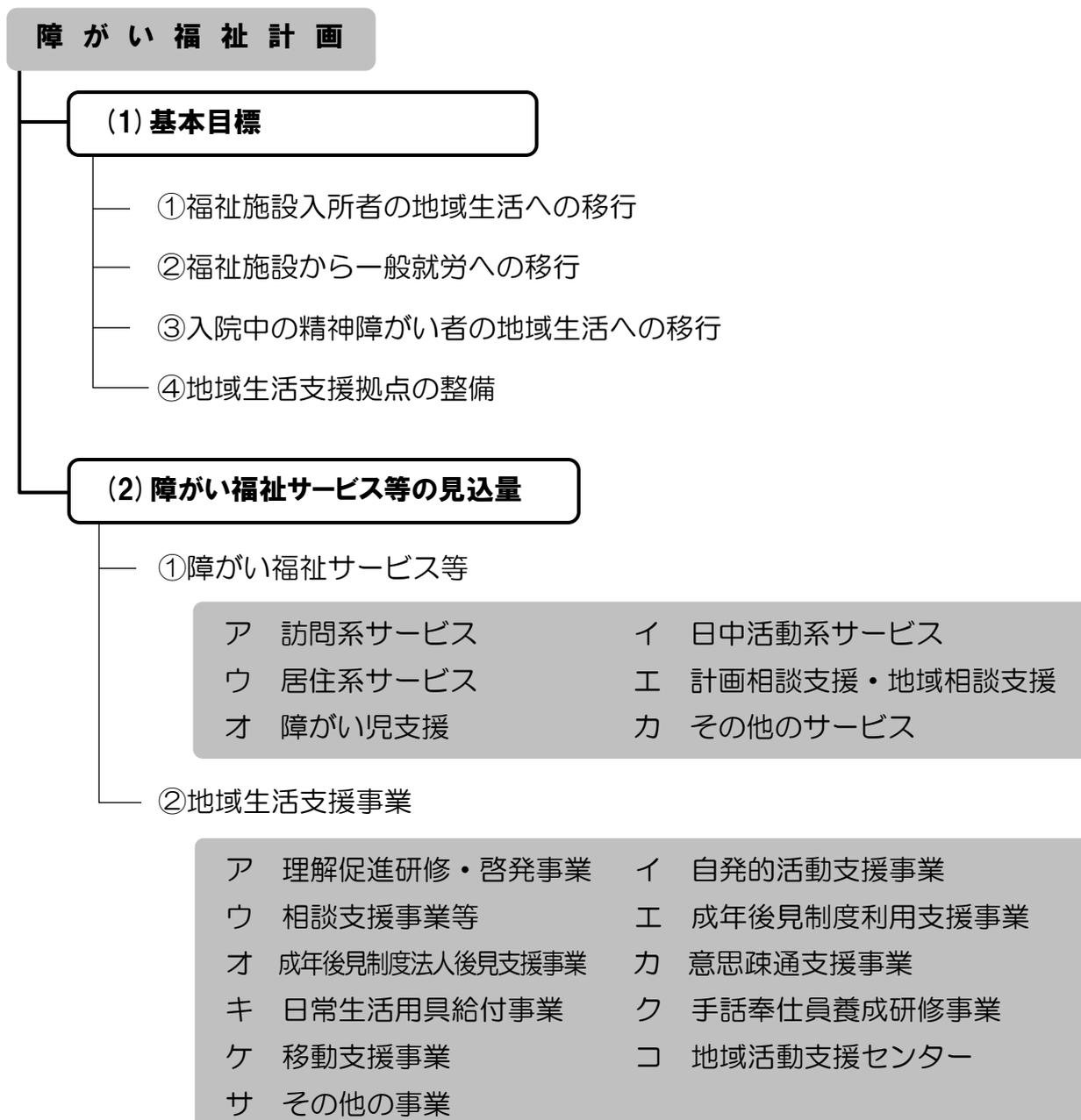


第3部 障がい福祉計画

第3部 障がい福祉計画

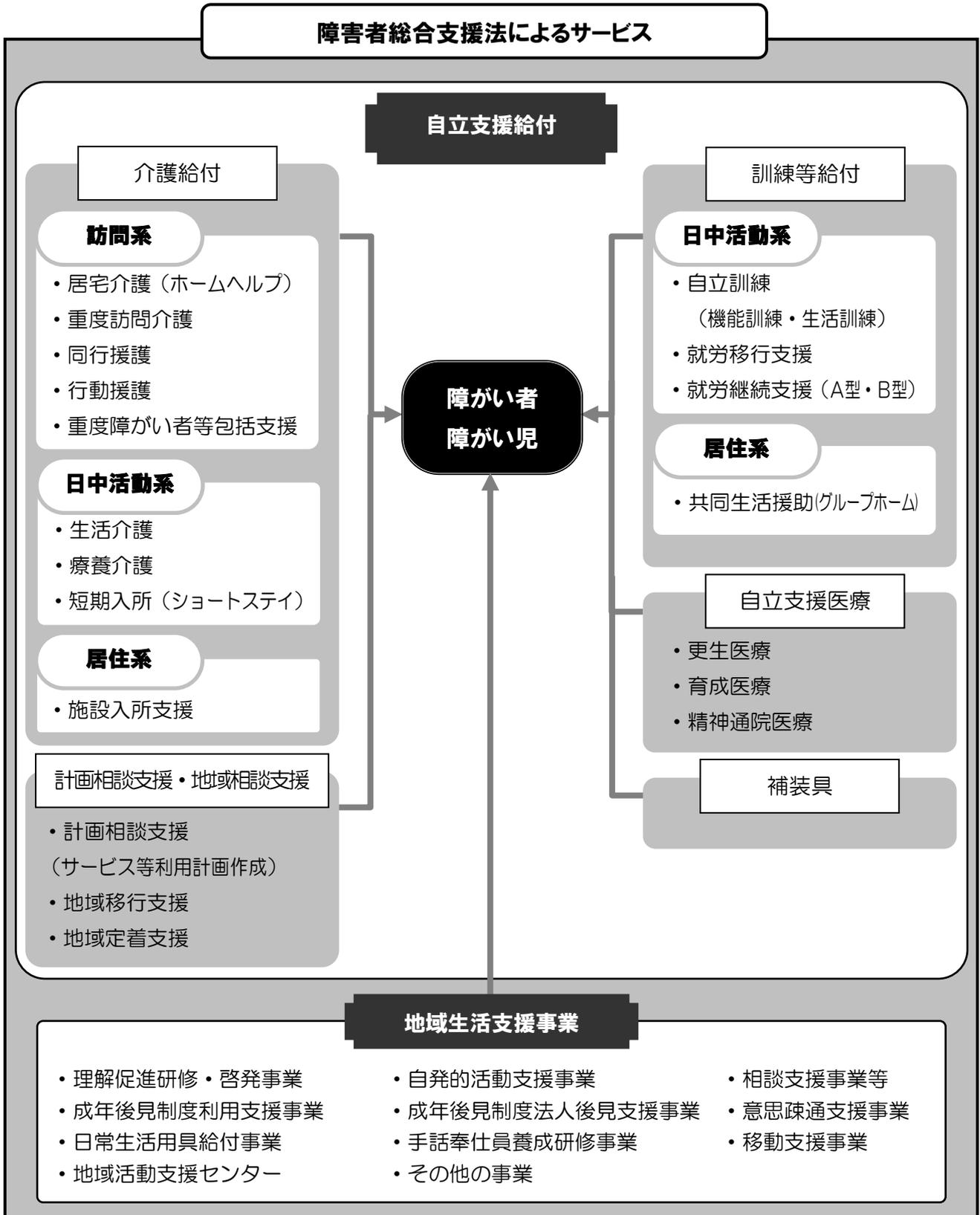
第1章 施策の体系

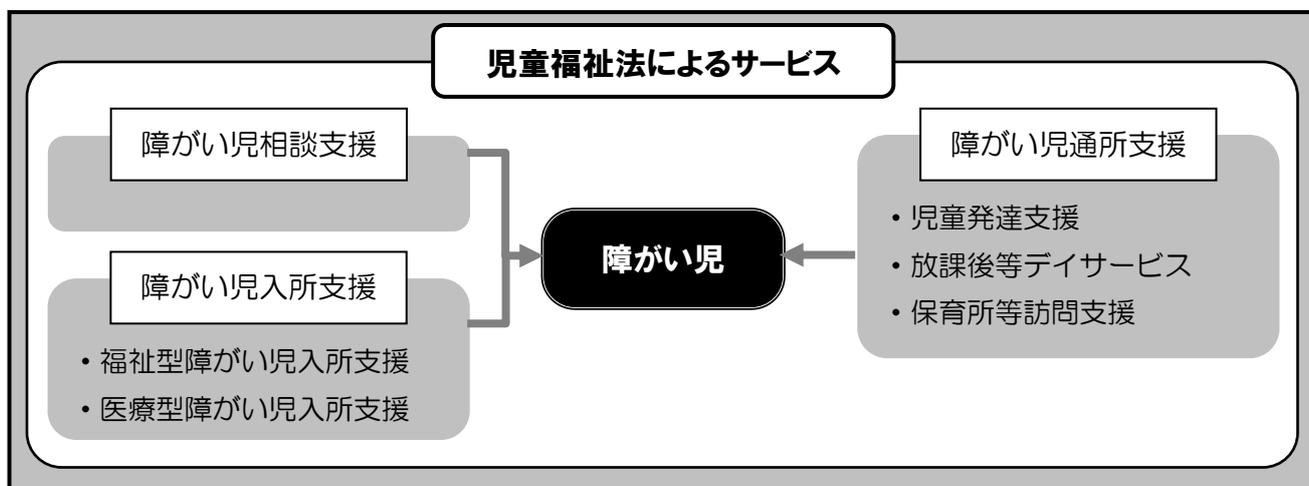
1. 計画の体系



2. サービスの内容

障害者総合支援法による総合的な自立支援システムは、自立支援給付と地域生活支援事業から成り立っています。





※障害児入所支援は都道府県が実施主体となります。

第2章 障がい福祉計画の基本目標

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行について、国の基本指針では、平成29年度末における地域生活へ移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成25年度末の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

施設入所者の削減においては、平成25年度末の施設入所者数から、4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

本市では、平成25年度末現在の入所者65人のうち8人が、平成29年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。また、入所者の削減については、3人削減することを目標とします。

区 分	数 値	備 考
平成25年度末時点の福祉施設入所者数	65人	小美玉市で支給決定を受け、障がい者施設に入所している人の数
平成29年度末時点の福祉施設入所者数	62人	
【目標値】地域生活移行者数	8人 12.3%	平成29年度末までに福祉施設入所から地域生活へ移行する人の数
【目標値】削減見込	3人 4.6%	平成29年度末時点での福祉施設入所者の削減見込数

2. 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、平成29年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、移行実績を達成するため、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すとしています。

本市では、平成29年度中に4人が福祉施設を退所し、一般就労することを目標とします。また、平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数については、31人の利用者数を目標とし、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合を5割以上とします。

区 分	数 値	備 考
平成24年度の年間一般就労移行者数	2人	平成24年度において福祉施設から一般就労した人の数
平成25年度の就労移行支援事業の利用者数	19人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
【目標値】平成29年度の年間一般就労移行者数	4人 2倍	平成29年度中に福祉施設を退所し、一般就労する人の数
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	34人 1.79倍	
【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割	就労移行率とは、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者のうち、当該年度中に一般就労へ移行した人の割合

3. 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

国の基本指針では、精神障がい者を地域で支える環境を整備するため、入院中の精神障がい者の退院に関する数値目標を設定することとしています。目標値の設定にあたっては、①入院後3ヶ月時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して3ヶ月以内に退院した人の割合）を64%以上、②入院後一年時点の退院率（ある月に入院した者のうち当該ある月から起算して1年以内に退院した人の割合）を91%以上とすることを基本としています。また、③長期在院者数については、平成29年6月末時点の長期在院者数を平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減することを基本としています。

本市では、精神障がい者を地域で支える環境を整備するとともに、精神障がい者の退院支援に向けた取り組みを推進します。

4. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点を居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本としています。

地域生活支援拠点の整備については、地域での取り組みが基礎となるため、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域における居住支援に求められる機能として、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つが挙げられており、地域の課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか、利用者の障がい福祉サービス等のニーズ、既存の障がい福祉サービス等の整備状況等、地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関等が連携して、整備を推進していきます。

区 分	数 値	備 考
【目標値】平成29年度末までに地域生活支援拠点の整備の数	1箇所	地域の資源を活用し、複数の機関が分担して機能を担う面的整備を含めて整備する数とします。

第3章 障がい福祉サービス等の利用実績と第4期における見込量

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むにあたっての重要なサービスとなります。

施設入所者の地域生活への移行や精神障がい者の地域生活への移行を進める上で、移行後の在宅生活を支える訪問系サービス提供は不可欠であり、さらに、介護する者の高齢化等により利用が増えることが予想されるため、サービス提供体制の充実を図り、見込み量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
居宅介護	ホームヘルパーが自宅を訪問して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的・精神障がいにより、行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言、その他の生活全般にわたる支援や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する人が外出をする際に同行し、移動に必要な情報の提供（代筆、代読含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護のほか、その他外出の際に必要な援助を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有し、常時介護を必要とする人が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態又は知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難がある人に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練及び就労移行支援等を包括的に行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護	実利用者数	29	28	31	33	36	39
重度障がい者等包 括支援	時間/月	273	385	373	396	432	468

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、療養介護及び短期入所（ショートステイ）等があり日中にサービスを利用するものです。

就労継続支援は、国の指針では、就労継続支援B型の利用に係る経過措置が平成26年度末でとなっており、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数の6割以上増加することを目指しています。今後、地域移行された方の日中生活する場所の提供が求められています。

障がいのある人の自立した生活を実現するにあたっては、生活に必要な訓練や就労支援を受ける必要性があることから、今後も、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図り、見込み量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
生活介護	障がい者支援施設において、常時介護を必要とする人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	身体障がいのある人又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所又はにおいて、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。

事業名	事業の内容
就労継続支援 A型 (雇成型)	<p>一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて一般就労に必要な知識や能力を高めて、最終的には一般就労への移行を目指します。</p>
就労継続支援 B型 (非雇成型)	<p>一般企業等に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある人、就労移行支援を利用したが就労等に至らなかった人、その他一般企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p> <p>このサービスを通じて生産活動や就労に必要な知識や能力を高めて、就労継続支援（A型）や一般就労への移行を目指します。</p>
療養介護	<p>医療的ケアを必要とし、常時介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間において、病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所	<p>自宅で介護を行っている人が病気その他の理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の介護及びその他必要な介護を行います。</p> <p>このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。</p>

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
生活介護	実利用者数	82	81	88	103	112	121
	日数/月	1,754	1,750	1,809	2,180	2,371	2,561
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数	3	1	1	3	3	4
	日数/月	39	22	19	48	48	64
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数	16	14	14	20	22	24
	日数/月	262	253	270	360	396	432
就労移行支援	実利用者数	19	19	26	27	30	34
	日数/月	371	366	487	513	570	646
就労継続支援 A型 (雇用型)	実利用者数	2	3	5	8	9	11
	日数/月	62	61	98	176	198	242
就労継続支援 B型 (非雇用型)	実利用者数	27	49	51	59	68	77
	日数/月	555	809	856	1,003	1,156	1,309
療養介護	実利用者数	6	6	6	6	6	6
	日数/月	186	186	180	186	186	186
短期入所(福祉型)	実利用者数	13	14	21	21	23	26
	日数/月	107	115	152	168	184	208
短期入所(医療型)	実利用者数	0	0	1	2	2	2
	日数/月	0	0	4	8	8	8

3. 居住系サービス

共同生活援助は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、少人数の共同生活の下、日常生活の援助等を行い、安心して生活できる場を提供するものです。

これまで就労支援又は就労継続支援などの日中活動を利用している障がいのある人が、地域において自立した日常生活に向けての援助を行う共同生活援助（グループホーム）と、地域での日常生活に向けて介護や支援を行う共同生活介護（ケアホーム）がありましたが、平成26年4月に障害者総合支援法の改正により、グループホームとケアホームが一元化され、介護の必要性の有無に関わらず、共同生活援助の利用対象となりました。より一層、障がいのある人の地域における住まいの選択肢が拡大されるとともに、地域移行を促進していくことを目的としています。

共同生活援助は、福祉施設に入所している人が地域での生活に移行をすすめることや地域の生活の場としての期待が高まることから、福祉施設資源の活用によりサービス提供を図ることが必要です。また、福祉施設入所者数については、国の地域生活移行の方針を踏まえ、削減を図らなければなりません。これらを踏まえ見込み量の確保に努めます。

事業名	事業の内容
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
施設入所支援	実利用者数 人/月	64	59	67	64	63	62
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 人/月	28	32	33	38	42	47

4. 計画相談支援・地域相談支援

計画相談支援・地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画作成やモニタリングなど、個々に応じたケアマネジメントを各関係機関と連携しながら支援するものです。

平成27年4月からは、障がい福祉サービスの支給決定に先立ち、全ての対象者がサービス等利用計画の作成が義務化されることから、事業者の新規参入の働きかけや相談支援事業者との連携強化による質の向上など、相談支援体制の整備に努めます。

また、平成24年度から地域相談支援として創設された「地域移行支援・地域定着支援」については、対象者の把握に努めながら地域生活の移行の推進を図ります。

事業名		事業の内容
計画相談支援		障がいのある人やその保護者又は介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供と必要な便宜を供与するほか、障がい福祉サービスの利用申請時に「サービス等利用計画（案）」を作成し、支給決定後のサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「サービス等利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保や地域生活に移行するための活動に関する相談、外出時の同行、障がい福祉サービスの体験的な利用支援など必要な支援を行います。
	地域定着支援	単身等で生活する障がいのある人に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
計画相談支援	実利用者数人/年	109	207	444	504	516	552
地域移行支援	実利用者数人/年	0	0	0	18	18	18
地域定着支援	実利用者数人/年	0	0	0	12	24	24

5. 障がい児支援

障がい児支援は、障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援をするものです。

平成24年4月の障害者自立支援法（現在の障害者総合支援法）及び児童福祉法の改正により、これまで、それぞれの枠組みのなかで行われてきた障がい児への支援は、施設及び事業の一元化とともに障がい児の通所による支援の実施主体が市町村に移行されるなど、障がい児支援の強化が図られました。

児童福祉法の改正では、発達障がい児についても障がい児支援の対象に含まれることとなりました。また、学齢期における障がい児の放課後等対策の強化のため、障害者自立支援法での「児童デイサービス」と児童福祉法の「通所サービス」を改め「障がい児通所支援」が創設され、障がいのある児童に対する支援の強化を図ってきました。より一層、障がいのある児童に対する支援を強化していくため、支援体制の整備及び関係機関との連携が求められています。

障がいのある児童が自立した生活を実現させるため、保健・保育・教育・医療・就労支援等の関係機関と連携し、障がいの早期発見・早期療育を図るとともに、ライフステージに応じた一貫した支援体制の整備に努めます。

本市の障がい児支援については、社会資源が少ない状況の中、ニーズの増加が見込まれるため、サービス提供事業者の新規参入の促進を図りながら、見込み量の確保に努めます。

また、放課後等デイサービスについては、日中一時支援事業からの円滑な移行を推進します。

（1）障がい児相談支援

事業名	事業の内容
障がい児相談支援	障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）の利用申請時に「障害児支援利用計画（案）」を作成し、支給決定後はサービス提供事業者等との連絡調整を行うとともに「障害児支援利用計画」の作成を行います。また、サービス利用開始後一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
障がい児相談支援	実利用者数人/年	10	21	120	156	168	180

(2) 障がい児通所支援

事業名	事業の内容
児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うとともに、身体の状態により、治療も行います。
放課後等デイサービス	学校等に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
児童発達支援 医療型児童発達支援	実利用者数	20	35	42	51	57	63
放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	日数/月	156	274	394	459	513	567

6. その他のサービス

事業名	事業の内容
補装具費の支給	補装具費(購入費・修理費)を支給します。利用者負担については定率負担であり、原則として1割負担です。ただし、所得に応じて負担に上限額が設定されています。
自立支援医療	<p>自立支援医療は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、「育成医療」「更生医療」「精神通院医療」の3つに分けられています。このうち市町村が実施主体となるのが「育成医療」「更生医療」であり、身体の障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる場合に支給認定されます。自己負担は原則1割ですが、低所得世帯の人のほか、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人に一か月当たりの負担に上限額を設定するなど負担軽減策を講じています。</p> <p>【対象者】</p> <p>育成医療：身体に障がいを有する児童（18歳未満）</p> <p>更生医療：身体障がい者手帳の交付を受けた人（18歳以上）</p>

第4章 地域生活支援事業の利用実績と第4期における見込量

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対し、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行っています。

今後も、障がいに対する理解や関心が多く多くの市民に深まるよう事業内容の充実を図ります。

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	広報・啓発活動等をはじめ、研修会や講演会の開催など、障がいの有無に関わらず多くの地域住民が参加できるような交流の機会を設けることで、障がいのある人への理解を深めます。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

2. 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援を行う事業です。

今後は、ボランティアの養成や活動を支援するとともに、障がいのある人の権利や自立のため、社会に働きかける活動を支援します。

事業名	事業の内容
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に支援を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

3. 相談支援事業等

相談支援事業は、身近な地域の相談の場として、本人のニーズに寄り添い、地域生活への移行や安定した生活に向け、様々な情報提供をはじめ自己決定に必用な提案、助言、支援をするというきわめて重要な役割が期待されています。

こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす地域自立支援協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会）を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。また、既存の相談支援事業所の充実を図るとともに、複雑かつ多様化している相談業務に対応できるための体制整備及び人材育成に努めます。

事業名	事業の内容
相談支援事業	障がいのある人等からの相談に応じ、福祉に関する様々な問題や安定した地域生活のための、情報の提供や助言をはじめ、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者の権利擁護のために必要な援助など総合的な相談支援を行います。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。さらに、自立支援協議会の事務局を兼ねるなど、地域の相談支援体制等に係るネットワークを活用し役割を強化します。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。 本市においては、相談支援事業所や関係機関と連携をとり、支援に向けた人員の確保や仕組み作りに取り組みます。
住宅入居等支援事業	民間の賃貸住宅等への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由から入居困難な障がい者を支援する事業で、入居にあたっての支援や、家主等への相談・助言などを行います。 本事業については、一部の事業を除き、法改正により創設された地域移行支援・地域定着支援として個別給付化されたことから、利用者のニーズに応じた事業の実施に努めるとともに、地域移行支援・地域定着支援の実施体制の計画的な整備に努めます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成するものです。 本市においては、誰もが気軽に利用できるよう、成年後見制度や権利擁護の情報提供に努め、広く制度の周知を図ります。

第4部 計画の推進に向けて

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
相談支援事業 (委託事業所)	箇所	2	4	4	4	4	4
相談支援事業 (直営)	箇所	0	1	1	1	1	1
市町村相談支援機能 強化事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援 事業	実利用者数 人/年	0	0	0	1	1	1

4. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

今後は、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、社会福祉協議会やNPO法人など適切な事業運営が確保できると認められる団体の参入を働きかけるとともに、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築に努めます。

事業名	事業の内容
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見の活用等のための地域の実態を把握し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築に努めます。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

5. 意思疎通支援事業

意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、障がい者その他の者の意思疎通を支援する事業です。

今後も、茨城県聴覚障害者協会への委託による実施やボランティア団体等と協力し合い実施します。また、手話通訳者を行政窓口を設置するよう人員の確保に努めます。

事業名	事業の内容
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者がその他の人と話すとき、意思疎通を円滑にするため、手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳設置事業	手話通訳者を市役所内に配置して、事務手続き等の利便を図ります。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数人/年	43	22	20	20	20	20
手話通訳設置事業 (実設置見込み者数)	実利用者数人/年	0	0	0	0	0	1

6. 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することによって日常生活の便宜を図るものです。

用具の機能や性能の向上、価格の変動に合わせ、給付対象とする「障がい程度基準」や「給付基準額」の見直しを定期的に行うことで、社会参加の促進及び日常生活の向上に繋げるよう努めます。

種目名	種目の内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの障がい者の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いる椅子などであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計などの、障がい者の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人口喉頭などの、障がい者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性があるもの。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者の排せつ管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障がい者の居住生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの。

【第3期実績値、第4期見込量】

日常生活用具給付事業	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
介護訓練支援用具	件/年	1	2	2	2	2	3
自立生活支援用具	件/年	9	15	10	10	10	10
在宅療養等支援用具	件/年	4	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	4	6	7	8	8	9
排せつ管理支援用具	件/年	836	877	893	914	933	953
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	2	4	4	5	6	6
合計		846	857	868	944	964	986

7. 手話奉仕員養成研修事業

聴覚等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）を養成し、聴覚障がい者等との交流活動の推進などの支援者として期待される人材の育成・確保を図ります。

事業名	事業の内容
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するため、研修会を開催します。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	0	0	13	10	10	10

8. 移動支援事業

移動支援事業は、地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行うものです。原則として、重度の障がい者以外の方に対して、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが移動の支援を行います。

今後、施設入所から地域生活への移行に伴い、利用者の増加が見込まれます。事業の周知を行うとともに、将来的に利用者の増加が見込まれることから支給量の拡充に努めます。また、利用者のニーズが多岐にわたっているため、対象範囲や利用方法について検討を行います。

事業名	事業の内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
移動支援事業	実利用者数人/年	10	12	10	13	14	15
	延利用時間時間/年	156	150	140	182	196	210

9. 地域活動支援センター

地域活動支援センター事業は、障がい者の地域生活支援の促進を図ることを目的に、地域活動支援センターにおいて、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供などを行うものです。地域活動支援センターでは、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うとともに、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じた機能強化事業などを行います。

類 型 名		サービスの内容
地域活動支援センター 基礎的事業		創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じた支援を行います。
機能強化事業	地域活動支援センター Ⅰ型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。
	地域活動支援センター Ⅱ型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
	地域活動支援センター Ⅲ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、2名以上の職員配置と安定的な経営によりセンター事業を実施します。

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
地域活動支援センターⅠ型	実利用者数 人/年	7	7	7	8	8	8
地域活動支援センターⅡ型	実利用者数 人/年	8	5	5	6	7	8
地域活動支援センターⅢ型	実利用者数 人/年	15	14	17	17	19	21
① 基礎的事業	箇所	7	7	7	7	7	7
②	機能強化事業Ⅰ型	箇所	3	3	3	3	3
	機能強化事業Ⅱ型	箇所	1	1	1	1	1
	機能強化事業Ⅲ型	箇所	3	3	3	3	3

10. その他の事業

事業名	事業の内容
日中一時支援事業 (日常生活支援)	障がい者等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者等の日中における活動の場の提供を行います。
発達障がい等巡回支援事業 (日常生活支援)	発達障がい等に関する知識を有する巡回支援専門員を配置し、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障がい児の保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業 (社会参加支援)	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力増強、交流、余暇等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室などを開催します。
自動車運転免許取得助成事業 (社会参加支援)	障がい者の就労等社会参加に伴い、自動車の運転免許を取得した際に、その運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業 (社会参加支援)	重度の身体障がい者の就労等社会参加に伴い、自らが使用又は運転する自動車を取得する際に、その自動車の改造に要する経費を助成します。

第4部 計画の推進に向けて

【第3期実績値、第4期見込量】

事業名	単位	第3期計画			第4期計画		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
		実績	実績	見込み	見込み	見込み	見込み
日中一時支援事業	実利用者数 人/年	45	48	53	57	60	64
	延利用者数 回/年	1,806	1,607	2,014	2,166	2,280	2,432
発達障がい等巡回支援事業	巡回施設 箇所数	—	17	17	17	17	17
	延巡回施設 数	—	216	216	216	216	216
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自動車運転免許取得助成事業	実利用者数 人/月	1	0	1	1	1	1
自動車改造助成事業	実利用者数 人/年	3	0	1	1	1	1